

取扱区分：「公開」

令和7年第9回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和7年9月10日(水) 10時00分

於：周南市役所本庁舎1階 多目的室

令和 7 年第 9 回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 7 年 9 月 1 0 日（水） 午前 1 0 時 0 1 分 ～午前 1 0 時 3 3 分

2 場 所 周南市役所本庁舎 1 階 多目的室

3 出席者等

（1）出席委員 1 8 人

1 番	林	俊	一	2 番	歳	光	時	正
3 番	野	村	邦	幸	4 番	重	永	正
5 番	佐	伯	伴	章	6 番	笠	井	保
7 番	河	内	邦	雄	8 番	藤	原	典
9 番	佐	伯	信	治	11 番	秋	貞	啓
12 番	藤	井		孝	13 番	山	下	敏
14 番	瀧	山	美	智	15 番	市	川	
16 番	有	馬	俊	雅	17 番	兼	重	
18 番	田	中	榮	作	19 番	白	石	純

（2）欠席委員 1 人

10 番 高 橋 恵

（3）事務局職員 4 人

局 長	中	村	仁	紀	次 長	原	田	賢	二
次長補佐	神	本	和	典	書 記	中	山	浩	毅

（4）関係部署職員 2 人

産業振興部農業振興課 課 長	菅	田	浩	司
産業振興部農業振興課 副 主 任	山	近	麗	子

（5）傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第47号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について	17件
議案第48号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第49号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	4件
議案第50号	農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消申請について	2件

第3 報告事項

報告第61号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	5件
報告第62号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	2件
報告第63号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動届出後の事業計画の変更届出について	1件
報告第64号	非農地判断の結果について	113件
報告第65号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	5件
報告第66号	現況が農地でないことの証明等について	7件

中村事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード設定又は電源切断の確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中18人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、10番・高橋 恵委員の1人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままでお願いします。

それでは、議長よろしくをお願いします。

開会（午前10時01分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和7年第9回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

18番・田中榮作委員、19番・白石純治委員をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

最初の議案第47号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴

取について」は、別紙「農用地利用集積等促進計画（案）」の番号 1 番から番号17番までの 1 議案17件ですが、この中に、農業委員会等に関する法律第31条第 1 項及び周南市農業委員会総会会議規則第19条の規定による議事参与の制限に係る議案審議があります。

19番・白石純治委員が一部当事者になりますので、議事参与の制限により、議事に参加することができません。

白石委員におかれましては、退席をお願いいたします。

（白石委員退席）

それでは、議案第47号、番号 1 番から番号17番までの17件を一括議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

1 ページの議案第47号は、農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画の策定に当たり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 2 項の規定において、「市町村に対し、農用地利用集積等促進計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができる」となっており、同法第19条第 3 項の規定において、「市町村は、農用地利用集積等促進計画の案の作成・提出の協力を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」とされていることから、周南市長より農用地利用集積等促進計画の案についての意見を求められましたので、これについて、農業振興課の説明を受け、委員の皆様からのご意見をいただいた上で、農業委員会の意見の決定を行いたいと思います。

それでは、菅田課長よろしくお願いします。

菅田農業振興課長

農業振興課長の菅田です。

議案第47号について、説明させていただきます。

このたびの議案は、山口県農地中間管理機構の求めにより、市が作成した農用地利用集積等促進計画の案について、農業委員会の意見を求めるものでございます。

内容につきましては、別紙の計画案をご覧ください。

議長（山下会長）

このたび、利用権を設定しようとする土地の筆数は、徳山地区が1番から9番までの11筆、熊毛地区が10番から15番までの8筆、鹿野地区が16番と17番の2筆、合計21筆となります。

このうち、表の一番右側の欄に、借受人が記載されているものが、機構が耕作者へ転貸する2段階方式によるもので、合計2筆、その他19筆は、一括方式によるものです。

また、この計画の案については、本日いただいた意見を添えて、農地中間管理機構へ提出し、これを基に、機構が計画を策定したものを、市が10月1日付で認可・公告する予定としております。

なお、機構から耕作者への転貸にかかる計画については、県知事が12月19日に認可する予定としております。

説明は以上となります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第47号、番号1番から番号17番までの17件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第47号、番号1番から番号17番までの17件について採決を行います。

原案のとおり承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第47号、番号1番から番号17番までの17件は原案のとおり承認することに決定し、特に意見がない旨を市長に答申いたします。

白石委員は、ご着席ください。

（白石委員着席）

ここで、農業振興課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

(農業振興課職員退席)

続きまして、議案第48号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

2ページの議案第48号は、1議案1件です。

番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田2筆の面積が2,263平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は、長期間譲受人に貸し付けており、高齢で耕作が困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、以前から申請地を耕作しており、譲渡人からの申し出により水稻を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員である私から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

8月26日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地を確認いたしました。

申請地は、譲受人の自宅に隣接する農地で、譲受人が在宅されていたことから譲受人にも立ち会ってもらい、説明を受けました。

また、譲渡人には、同日、電話にて意思を確認いたしました。

譲渡人は、以前から申請地を耕作したことはなく、長期に渡って譲受人に貸し付けていたもので、今回、無償で譲渡することにしたそうです。

申請地は、6枚の階段状になっており、上の4枚には水稻が栽培され、下の2枚は畑として管理されていきました。

調査項目に沿って調査しましたが、許可の基本要件を満たしており特に問題ないと考えます。

以上です。

それでは、議案第48号、番号1番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第48号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第48号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第49号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

3ページ及び4ページの議案第49号は、1議案4件です。

番号1番についてご説明いたします。

申請地は、周南市菊川支所から東へ約1,430メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の1ページから5ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

譲受人は、隣地の住宅を購入し、自家用及び事業用の駐車場と自己用のドッグランとして、申請地を譲渡人から譲り受けようとするものです。

譲渡人は、遠方に居住しており、耕作が難しいことから譲受人に譲り渡すものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書

神本次長補佐

議長（山下会長）

など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

4 番・重永委員

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

重永委員

4 番、重永です。

番号 1 番について、補足説明いたします。

8 月 27 日に推進委員と事務局職員、私で現地確認を行いました。

申請地は、数年間休耕地となっていますが、定期的な草刈りなどで保全管理がされており、確認時も草刈りが実施されていました。

申請人には、9 月 6 日に電話で意思及び内容の確認をいたしました。

申請地の位置、内容については、事務局の説明通りで間違いありません。

譲渡人は、現在、遠方に居住されており、これまでは定期的に帰省し、空き家となっている実家及び周辺所有地の維持管理を続けてきましたが、将来、実家に帰る予定もなく、また、農業をする意思もないことから、この度、実家及び周辺土地を処分することを決め、実家を購入してくれることになった譲受人に隣接する申請地を譲り渡すことにしたとのことでした。

譲受人は、住宅の購入と同時に申請地を譲り受けることになりましたが、現状のままでは駐車場がないとのことでした。

また、夫が経営する会社の敷地が狭いため、事業用の車両スペースが充分でなく、さらに、これから業務拡張で車両を増やす予定なので、この機会に申請地を整備して駐車場とし使用したいとのことでした。

なお、一部はドッグランとしての使用になるとのことでした。

調査項目に従い調査いたしましたが無問題だと思います。

ご審議の程よろしく願います。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第49号、番号1番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第49号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第49号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第49号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

神本次長補佐

番号2番についてご説明いたします。

申請地は、周南市須々万支所から南西へ約760メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の6ページから10ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

本件は、太陽光発電設備への転用申請ですが、令和7年7月1日から工事に着手しており、この無断転用について追認をするか否かの事案となります。

なお、現在、工事は停止されています。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積425.62平方メートル、パネル枚数160枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、遠方に居住しており、維持管理が困難なことから、譲受人に譲り渡すものです。

なお、申請書には顛末書が添付されております。

神本次長補佐

無断転用については、反省をされ、今後は農地法等の法令を遵守するとのことです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

16番・有馬委員

16番、有馬です。

番号2番について、補足説明いたします。

8月25日に事務局職員と私の2名で現地確認を行いました。

9月1日に電話で譲受人と意思確認をしました。

譲渡人には何度か電話をしましたが、連絡が取れませんでしたので、9月5日に代理人に電話で意思確認をしました。

申請地は、長期間、農地として利用されていない土地で、北側は雑木が生い茂り、西側は住宅、南側は譲渡人の遊休農地、東側は農道に面しております。

現地は雑草が繁茂しているなか、太陽光パネルが既に設置されていきました。

なお、配線はされておらず、工事は中断されていきました。

譲受人の話では、全国的に事業を展開しており、今回の事前着工については、工事の施工と許可書の確認が十分でなかったことが原因であり、大変申し訳なく思っています、とのことでした。

譲渡人は遠方に住み、管理が困難なことから譲り渡すことにしたとのことです。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしました。

特に、問題はないと思われます。

ご審議の程よろしく願いたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第49号、番号2番について、質疑を行い

ます。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第 49 号、番号 2 番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第 49 号、番号 2 番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第 49 号、番号 3 番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

神本次長補佐

番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、周南市須々万支所から南西へ約 740 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の 11 ページから 15 ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地に該当します。

本件は、太陽光発電設備への転用申請ですが、令和 7 年 7 月 1 日から工事に着手しており、この無断転用について追認をするか否かの事案となります。

なお、現在、工事は停止されています。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積 425.62 平方メートル、パネル枚数 160 枚を設置するもので、発電出力は 49.5 キロワットが 1 基です。

譲渡人は、遠方に居住しており、維持管理が困難なことから、譲受人に譲り渡すものです。

なお、申請書には顛末書が添付されております。

無断転用については、反省をされ、今後は農地法等の法令を遵守

神本次長補佐

するとのことです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

16番・有馬委員

16番、有馬です。

番号3番について、補足説明いたします。

8月25日に事務局職員と私の2名で現地確認を行いました。

9月1日に電話で譲受人と意思確認をしました。

譲渡人には何度か電話しましたが、連絡が取れませんでしたので、9月5日に代理人に電話で意思確認をしました。

申請地は、長期間、農地として利用されていない土地で、北側は雑木が生い茂り、西側は住宅、南側は譲渡人の遊休農地、東側は農道に面しております。

現地は雑草が繁茂しているなか、太陽光パネルが既に設置されていました。

なお、配線はされておらず、工事は中断されていました。

譲受人の話では、全国的に事業を展開しており、今回の事前着工については、工事の施工と許可書の確認が十分でなかったことが原因であり、大変申し訳なく思っています、とのことでした。

譲渡人は遠方に住み、管理が困難なことから譲り渡すことにしたとのことです。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしました。

特に、問題はないと思われます。

ご審議の程よろしく願いたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第49号、番号3番について、質疑を行います。

神本次長補佐

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第49号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第49号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第49号、番号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

神本次長補佐

番号4番についてご説明いたします。

申請地は、周南市中須支所から南西へ約620メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の16ページから21ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積3,612.50平方メートル、パネル枚数1,420枚を設置するもので、発電出力は49.9キロワットが1基と50.0キロワットが9基です。

譲渡人は、高齢となり、草刈り等の管理が困難になったことから、譲受人に譲り渡すものです。

なお、本件は、令和6年第7回総会の議案第27号、番号1番として農振農用地区域から除外することについての意見聴取があり、総会で承認することを決定し、市長に異議がない旨の答申をしたもので、その後、周南市長から、令和6年11月7日付けで農用地区域除外の通知があったものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書

議長（山下会長）

など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は、常設審議委員会意見徴収事案です。

以上でございます。

5 番・佐伯伴章委員

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

佐伯伴章委員

5 番、佐伯伴章です。

番号 4 番について、補足説明いたします。

この議案については、昨年 3 月に農業振興地域整備計画の変更（除外）について、意見を求められ、審議時において、景観などの問題による農地としての活用の検討及び地元住民等への説明が不十分な状況において、農用地区域からの変更については、時期尚早と考える旨の答申がされました。

これを受けて申請者と協議を重ねましたが、考えは変わらないようでした。

また、地域の方には農地が深田でもあり、水も辛く、水稻には難しいとのことなので、他の利用方法を考えるように話もしました。

その後、申請者が地元住民等の関係者に説明を行い、再度の農振農用地除外の申請に対し令和 6 年 7 月総会を経て、農用地からの除外の承認がされたものです。

昨年 11 月に、設置業者による地元説明会が開かれ、私も出席しました。

設置業者による地元説明会においては、地域からは太陽光発電設備設置の反対の意見も出ましたが、他の利用方法の考えについては、特にありませんでした。

説明会では、多くの質問がありましたが、その日には結論にはいわず、後日、質問に対する回答の説明会を行うことで解散しました。

今年 6 月に 2 回目の地元説明会が開催され、私も出席しました。

議長（山下会長）

設置業者から、前回の質問の回答がありました。

設置業者からの回答に対し、再度説明を求める声もありましたが、地域の方から設置に反対の意見は出ず、了承の方向で進めることになりました。

設置業者には9月4日に電話で、再度申請内容について確認し、申請書のとおりとのことなので、特に問題はないと思います。

ご審議の程よろしく願いたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第49号、番号4番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第49号、番号4番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から、許可が適当である旨の回答があれば、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第49号、番号4番は、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第50号、「農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

5ページの議案第50号は1議案2件です。

番号1番について説明いたします。

本件は、令和7年第1回総会の議案第2号、番号8番としての審議を経て、令和7年1月10日付け指令周農委5条許可第53号として許可したものに関連します。

許可後に、太陽光発電設備設置にあたり、事業計画を再検討した

議長（山下会長）

結果、収益性に問題が生じたため、本計画を断念するというものです。

まだ所有権は移転していないとのことで、このことは、登記の全部事項証明書で確認しております。

許可処分の取り消しが適当と考えられます。

以上でございます。

ただ今の議案第50号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第50号、番号1番について、採決を行います。

本件は、申請どおり許可処分を取り消すことについて、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第50号、番号1番の許可処分の取消申請は、許可処分を取り消すことに決定いたします。

続きまして、議案第50号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号2番についてご説明いたします。

本件は、令和6年第5回総会の議案第21号、番号1番としての審議を経て、令和6年5月10日付け指令周農委5条許可第15号として許可したものに関連します。

許可後に、双方の協議により、太陽光発電事業の実施を取りやめ、農地として使用することになったため、本計画を断念するというものです。

まだ所有権は移転していないとのことで、このことは、登記の全部事項証明書で確認しております。

許可処分の取り消しが適当と考えられます。

議長（山下会長）

以上でございます。

ただ今の議案第50号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第50号、番号2番について、採決を行います。

本件は、申請どおり許可処分を取り消すことについて、ご異議は、
ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第50号、番号2番の許可処分の取消
申請は、許可処分を取り消すことに決定いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第61号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の
届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

6ページから8ページの報告第61号は、農地等を相続等により所
有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は5件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしま
したので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第61号を終わります。

続きまして、報告第62号「農地法第5条第1項第6号の規定に
よる農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より
説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

9ページの報告第62号は、市街化区域内にある農地等を、あらか
じめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地

	等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。 今回は、2件です。 内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。 以上でございます。
議長（山下会長）	説明が終わりました。 以上で、報告第62号を終わります。
	続きまして、報告第63号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動届出後の事業計画の変更届出について」、事務局より説明をお願いします。
中村事務局長	中村事務局長 10ページの報告第63号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出のあった、市街化区域内にある農地等の転用のための権利移動について、周南市農業委員会農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱第4条第1項の規定による事業計画の変更の届出があったもので、今回は1件です。 内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。 以上でございます。
議長（山下会長）	説明が終わりました。 以上で、報告第63号を終わります。
	続きまして、報告第64号「非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。
中村事務局長	中村事務局長 11ページから16ページの報告第64号は、利用状況調査実施後に非農地判断が必要な対象地を抽出し、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協

議長（山下会長）

議により対象地が農地に該当するか否かの判断をしましたので、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領第14条の規定により、非農地判断の結果を報告するもので、今回は113件です。

判断の結果、農地に該当が16筆、6,351平方メートル、非農地に該当が97筆、42,116.75平方メートルであると決定しました。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第64号を終わります。

中村事務局長

続きまして、報告第65号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

17ページの報告第65号は、非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、事務局判断により非農地扱いとした土地又は農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱の規定に基づき、総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった5件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手続を補完するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第65号を終わります。

続きまして、報告第66号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

18ページ及び19ページの報告第66号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は7件です。

非農地判断の結果、番号7番は農地であると決定し、非農地証明願返戻通知書を交付し、他は全て非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第66号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和7年第9回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉会（午前10時33分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和7年9月10日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 田 中 榮 作

署名委員 白 石 純 治